

農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とすることを求める意見書

農業従事者の高齢化や次代の後継者問題、遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業をめぐる諸課題は山積しており、今後、農業者の所得向上、地域農業の持続的な発展に向けて、関係者を始めとした積極的な取り組み・改善が必要なことは言を待たない。

農業改革を実行するに当たっては、十分な議論を尽くした改革を行っていくことが当然であり、民間組織である農協組織・事業の改革にあつては、組合員の意思決定に基づく自己改革を基本にしていくべきである。

しかし、今般の規制改革に係る議論の末、政府が6月24日に決定した「規制改革実施計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン改訂版」では、「農業協同組合」「農業委員会等」「農地を所有できる法人（農業生産法人）」の在り方に関して、セットで見直しを断行すると提示されている。

総合農協の解体とも言える改革は、地域にとって重大な影響を及ぼしかねず、政府においては、これまで農協組織が地域において果たしてきた役割、その背景にある組織理念・構成などを踏まえた慎重な議論を十分に行うことが極めて重要である。

については、農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とすることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月12日

長野県上伊那郡南箕輪村議会

議 長 原 悟 郎

様